

# 根室市人口問題・少子化対策推進本部設置要綱

平成 26 年 8 月 30 日訓令第 50 号

改正 平成 27 年 4 月 1 日訓令第 48 号

(設置)

第 1 条 根室市における人口問題及び少子化対策に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、根室市人口問題・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 人口問題への対応に関すること。
- (2) 少子化対策の推進に関すること。
- (3) 人口問題・少子化対策の推進に係る関係部局間の連携及び調整に関すること。
- (4) その他人口問題・少子化対策に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、市長の職にある者をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長の職にある者をもって充てる。

3 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 庁議（根室市役所庁議設置規程（昭和 55 年根室市訓令第 12 号）に定める庁議をいう。）の構成員。ただし、病院事業管理者は除く。
- (2) その他本部長が必要と認める者。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、主宰する。

2 推進本部の会議の進行は、総合政策部長が行う。

(部等の役割)

第 5 条 庁議構成員が管理監督する部等において、所管する事務事業を人口問題及び少子化対策の視点で見直し、関連事業を抽出し、これを実施するため、部等内において協議のうえ、取組を進めることとする。

(資料提出等)

第 6 条 推進本部は、その所掌事務を遂行するため、関係職員に対して、資料の提出又は意見、説明その他の協力を求めることができる。

2 前項の協力を求められた関係職員は、これに協力しなければならない。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、総合政策部において、処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日訓令第 48 号）

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。